

# サイバーハラスメントの課題と対策

## Issues and Measures on Cyber-harassment

深 町 浩 祥

Hiroyoshi FUKAMACHI

### 要 旨

本稿は、現在のインターネットを通じた表現活動の中で深刻化する、サイバーハラスメントの課題と対策について検討するものである。2020年5月、テレビのリアリティ番組に出演していた女性が、番組内での言動に対してSNSで数多くの誹謗中傷を受け、その後に自殺するという事件があった。この事件はインターネット上の言論が、人を極度に追い詰める暴力となりうることを世に知らしめた。その後、この事件を契機に政治や世論におけるインターネット上の誹謗中傷への対策強化を求める声が高まり、官民の様々な取組が強化されることとなった。

近時のインターネット上の誹謗中傷対策の動きとして、プロバイダ責任制限法の改正、侮辱罪の改正があげられる。本稿ではまず、インターネット上での誹謗中傷などサイバーハラスメントの特性について整理した。続いて、プロバイダ責任制限法改正における新たな裁判手続の概要と発信者情報開示制度の課題について言及した。さらに、名誉侵害罪の保護法益について検討し、侮辱罪改正をめぐる議論とその課題について考察した。その結果、多様化するサイバーハラスメントへの対策は取られつつあるが必ずしも十分とはいえず、また、被害者救済と表現の自由との調和において課題があることを指摘した。

**キーワード**：サイバーハラスメント、プロバイダ責任制限法、名誉侵害、侮辱罪

### はじめに

本稿は、匿名性を確保しつつ容易に他者に関する意見や評価を表明・伝達することが可能となった現在において、インターネットを通じた表現活動の結果のひとつとして深刻化する、サイバー

ハラスメントの課題と対策について検討するものである。インターネット上では誰もが容易に自身の意見を匿名で発信することができる。その結果として、誹謗中傷など違法有害情報も迅速かつ広範に伝播してしまう。特に SNS においては、ある利用者の投稿が他の利用者による拡散の繰り返しによって個人や企業が大きな被害を受けている事例が拡がっている。近時、総務省事業として設置・運営され、違法・有害情報の被害を受けている人の相談先となっている「違法・有害情報相談センター」での相談の件数は増加傾向にあり、令和2(2020)年度の相談件数は、平成22(2010)年度の相談件数の約4倍に増加している<sup>1</sup>。そのような状況の下、令和2(2020)年5月、テレビのリアリティ番組に出演していた女性が、番組内での言動に対して SNS で数多くの誹謗中傷を受け、その後に自殺するという事件があった<sup>2</sup>。この事件はインターネット上の言論が、人の命を奪うほどの暴力となりうることを世に知らしめた。その後、この事件を契機に政治や世論におけるインターネット上の誹謗中傷への対策強化を求める声が高まり、官民の様々な取組が強化されることとなった。特に、インターネット上の誹謗中傷対策の動きとして、プロバイダ責任制限法の改正、侮辱罪の改正があげられる。

本稿では、第1にインターネット上での誹謗中傷などサイバーハラスメントの特性について整理する。第2に、プロバイダ責任制限法改正における新たな裁判手続の概要と発信者情報開示制度の課題について考察する。第3に、名誉侵害罪について整理をする。そして第4に、侮辱罪改正をめぐる議論を概観し、サイバーハラスメントの課題と対策について検討する。

## 1 サイバーハラスメント

サイバーハラスメントとは、ネットワークによって構築された仮想的な空間（サイバー空間）も含めた、インターネット上で行われる迷惑行為や嫌がらせ行為の総称である（サイバーブリン

---

1 〈平成22(2010)年度：1,337件、令和2年(2020)度：5,407件〉「違法・有害情報相談センターに寄せられている相談状況および関連機関との連携について」違法・有害情報相談センター [https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000734940.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000734940.pdf) (2022.9.13 閲覧)

2 テラスハウス事件。被害者（木村花さん）の遺族からの申し立てにより放送倫理・番組向上機構（BPO）の放送人権委員会において、番組の制作・放送における人権侵害や放送倫理上の問題点が検討された。奥武則委員長は令和3(2021)年3月30日に東京都内で会見し、審理結果としての見解を公表した。木村さんの精神的な健康状態に対する配慮が欠けていたとして「放送倫理上の問題があった」と認定した。一方で、「フジテレビ側が放送前に一定の慎重さをもって判断がなされたため、漫然と本件放送を決定したものとはいえない」などとして、人権侵害があったとまでは断定できないと結論づけた。大野択生『テラスハウスに「放送倫理上の問題」BPOが見解公表』(2021年)朝日新聞デジタル <https://www.asahi.com/articles/ASP3Z51HMP3YUCVL02X.html> (2022.9.11 閲覧)  
『リアリティ番組出演者遺族からの申し立て』通知・公表の概要」放送倫理・番組向上機構（BPO）<https://www.bpo.gr.jp/?p=10771> (2022.9.11 閲覧)

グ、オンラインハラスメントともいわれる)。しかし、必ずしもその対象、範囲が明確化されているわけではない。また、こうしたサイバーハラスメントは、日本だけでなく諸外国でも問題になっている。

例えば、カナダでは、サイバーハラスメントが原因で女性が自殺するという Amanda Todd 事件<sup>3</sup>が起きている。その概要は、女性がインターネットを通じて自分の裸体画像を知らない者に送ったところ、この画像をもとに脅迫された上、最終的にインターネット上に当該画像をアップロードされた。その後、女性はこの画像を理由に学校などでいじめを受け、平成 24（2012）年に 15 歳で自殺したというものである<sup>4</sup>。こうした事件を念頭において、インターネット上における嫌がらせ行為（Mobbing）を独自に処罰する規定を設けた国もある<sup>5</sup>。

### 1-1 サイバーハラスメントの特性

サイバーハラスメントの主な特性として、以下の 5 点を挙げることができる<sup>6</sup>。すなわち、(1) 匿名性、(2) 高度の流通性、(3) 大量投稿と集団化、(4) インターネット上の永続性、(5) 回避

---

3 “Amanda Todd: Dutch man convicted of sexually extorting teenager” BBC NEWS, 8. Aug. 2022. <https://www.bbc.com/news/world-us-canada-62326780> (2022.9.13 閲覧)

4 深町晋也「オンラインハラスメントの刑法的規律 - 侮辱罪の改正動向を踏まえて」『法学セミナー no.803』（日本評論社、2021 年）16-17 頁。

5 例：オーストリア。Cybermobbing nach § 107c Strafgesetzbuch (StGB)

(1) Wer im Wege einer Telekommunikation oder unter Verwendung eines Computersystems in einer Weise, die geeignet ist, eine Person in ihrer Lebensführung unzumutbar zu beeinträchtigen, eine längere Zeit hindurch fortgesetzt

1. eine Person für eine größere Zahl von Menschen wahrnehmbar an der Ehre verletzt oder.

2. Tatsachen oder Bildaufnahmen des höchstpersönlichen Lebensbereiches einer Person ohne deren Zustimmung eine für eine größere Zahl von Menschen wahrnehmbar macht.

ist mit Freiheitsstrafe bis zu einem Jahr oder mit Geldstrafe bis zu 720 Tagessätzen zu bestrafen.

(2) Hat die Tat den Selbstmord oder den Versuch des Selbstmordes der im Sinn des Abs. 1 verletzten Person zu Folge, so ist der Täter mit Freiheitsstrafe bis zu drei Jahren zu bestrafen.

Cybermobbing 罪（オーストリア刑法 107 条 c）

(1) 通信を用いて又はコンピュータシステムを利用して、人の生活遂行を期待をもてないように侵害し得る方法で、1. 多数人に対して一定期間に認識可能になるように、人の名誉に対する可罰的行為を遂行し、又は 2. 人の高度に私的な生活領域にかかる事実若しくは画像を、その者の承諾なく多数人に対して一定期間認識可能にした者は、一年以下の自由刑又は 720 日以下の日数罰金刑にする。

(2) 犯行が第 1 項の意味での被害者による自殺若しくは自殺未遂をもたらし、行為者が 1 年を超える期間の範囲でその被害者に対する第 1 項の意味での行為をして達行し、又は第 1 項の意味における認識可能な期間が 1 年を超えたときは、行為者は 3 年以下の自由刑に処する。深町・前掲注 (4) 17 頁。

困難性である<sup>7</sup>。以下、それぞれの特性について整理する。

- (1) 匿名性：インターネット上で誹謗中傷が多い構造的要因として、その匿名性が指摘されている<sup>8</sup>。匿名性については、不正の告発や思想信条と密接に関連する政治的言論を促す効果がある一方で、自分が何者であるか特定されずに多くの人が目にする形で誹謗中傷等を発信させることができる。このため、誹謗中傷を行うことに対する心理的障壁を低下させるとされてきた。この点、インターネット上での誹謗中傷の多くは、少数の者が自身の「正義」にもとづいて確信犯的に行っているという最近の実証的研究があり<sup>9</sup>、匿名性というよりも、インターネットの非対面性こそが誹謗中傷の要因であると指摘されている<sup>10</sup>。
- (2) 高度の流通性：誹謗中傷等が一度インターネット上に発信されると、一瞬にして多くの人々の目にさらされる可能性がある。このように、サイバーハラスメントにはインターネットの特性をもとにして高度の流通性をもつことになる。
- (3) 大量投稿と集団化：インターネット、特にSNSは、投稿費用の低廉性、投稿・複製の技術的な容易性という特性をもち、特定の者による大量投稿を可能にした。また、検索の容易性と送受信の限りない同時性は集団化を可能にし、複数人による大量投稿を可能にすることで、過激化をもたらした<sup>11</sup>。
- (4) インターネット上の永続性：誹謗中傷等のデータが一度インターネット上に流通すると、被害者とその削除を試みても全てを削除することは技術的に困難な部分がある。多くの場合、流通したデータはインターネット上に残り続けることになり、被害者を悩ませ続けることになる。
- (5) 回避困難性：上記(1)～(4)のような特性から、インターネット上における誹謗中傷等を完全に回避することは極めて困難といえることができる。

以上のようなサイバーハラスメントの特性は、被害者にとって、誹謗中傷等を回避することが難しく、時には自殺に追い込まれてしまうほど持続的かつ重大な精神的被害を生じる可能性がある。その一方で、発信者にとっては廉価で容易に誹謗中傷等を行うことができるため、そうした行動を継続し過激化する傾向があるといえる。このような特性をもつサイバーハラスメントには、発信者がSNSに誹謗中傷等の投稿を行って不特定多数人の目に留まるようにし、「炎上」を引き

---

6 サイバー犯罪の特性については、深町浩祥「サイバー犯罪の現状と課題—デジタルフォレンジックに注目して—」『跡見学園女子大学マネジメント学部紀要34号』（跡見学園女子大学、2022年）61-66頁参照。

7 深町・前掲注(4)16頁。

8 曾我部真裕「匿名表現の自由」『ジュリスト#1554』（有斐閣、2021年）44-49頁。

9 山口真一『正義を振りかざす「極端な人」の正体』（光文社、2020年）125頁以下。

10 山口・前掲注(9)6頁。

11 卷美矢紀「自尊としての「名誉感情」とその憲法的保護に関する試論」『ジュリスト#1573』（有斐閣、2022年）34頁。

起こすような場合（公然炎上型）の他、発信者が SNS のダイレクトメッセージ機能を用いるなどして継続的に被害者に対して誹謗中傷等を行う場合（ストーカー型）も含まれる<sup>12</sup>。

## 1-2 サイバーハラスメントへの対応

サイバーハラスメントは、民事事件及び刑事事件の対象となり、被害者への救済措置が講じられる。

民事事件として、被害者の名誉やプライバシー等の権利又は利益を侵害する不法行為に該当すれば、その損害賠償等に関する民事責任の追及が問題となり（民法 709 条、710 条）、そこには加害者と被害者との間における民事紛争の存在が認められる。したがって、インターネット上の誹謗中傷問題は民事紛争の一種となる。また、刑事事件としては、その内容や態様によって、脅迫罪（刑法 222 条）、名誉毀損罪（同法 230 条 1 項）、侮辱罪（同法 231 条）又は信用毀損・業務妨害罪（同法 233 条）等の犯罪類型に該当することが考えられる<sup>13</sup>。さらに、サイバーハラスメントの保護法益は私生活の平穏であるとし、強要罪（同法 223 条）やストーカー行為等規制法の犯罪に類似したものであるという指摘がある<sup>14</sup>。

民事に関するサイバーハラスメントへの対応として、プロバイダ責任制限法の令和 3（2021）年改正があげられる。

平成 13（2001）年に制定されたプロバイダ責任制限法は、アメリカ通信品位法 230 条等を参考にインターネット上の情報流通により権利を侵害されたとする者（被害者）の救済と発信者の表現の自由のバランスに配慮しながら、プロバイダ等の免責要件を明確にすることで削除等の送信防止措置を行えるようにし（同法 3 条）、さらに、発信者情報開示請求の仕組み（同法 4 条）を設けたものである<sup>15</sup>。

民事訴訟手続では、通常、原告は裁判所に対して訴えを提起する際には、被告を訴状に記載して特定しなければならない（民事訴訟法 133 条 2 項 1 号）ため、被告の特定が求められる。この点、プロバイダ責任制限法の要点は発信者情報開示請求制度にある。これは、インターネット上での被害の拡大や、発信者の匿名発信に伴う被害の回避困難性というサイバーハラスメントの特性を踏まえて、発信者の権利に配慮した要件の下で、発信者情報の開示を請求し、加害者の特定を可能にするための仕組みである<sup>16</sup>。これまで、この発信者情報開示制度は被害者にとって手続

---

12 深町・前掲注（4）16 頁。

13 杉本和士「インターネット上の匿名誹謗中傷をめぐる民事紛争と法 - 発信者情報開示請求制度・民事裁判手続の在り方をめぐって」『法学セミナー no.803』（日本評論社、2021 年）39 頁。

14 深町・前掲注（4）15 頁。

15 宍戸常寿「インターネット上の誹謗中傷問題」『ジュリスト #1554』（有斐閣、2021 年）14 頁。

16 最判平成 22 年 4 月 8 日民集 64 卷 3 号 676 頁。宍戸・前掲注（15）15 頁。

に費用と時間がかかるという実情があった。そこで令和3(2021)年の改正においては、従来の裁判手続(民事訴訟手続・民事保全手続)とは別に、新たな裁判手続(非訟手続)が創設された(詳細は後述)。

一方、刑事に関するサイバーハラスメントへの対応として、侮辱罪(刑法231条)の法定刑を引き上げる改正刑法が令和4(2022)年7月7日に施行された。これは旧法の侮辱罪が特にインターネット上における誹謗中傷との関係で不十分であるとされ、刑法の中で最も軽かった侮辱罪の法定刑引き上げを巡る法改正の議論がなされた結果である<sup>17</sup>。

今回の改正による主な変更点としては以下の3点が挙げられる。

- (1) 旧法では拘留(刑法16条)若しくは科料(同法17条)であったものが、改正法では1年以下の懲役若しくは禁錮若しくは30万円以下の罰金または拘留若しくは科料となった(刑法231条)。
- (2) 法定刑の引き上げに伴い、教唆及び幫助の処罰の制限規定(刑法64条)が適用されなくなったため、他人をそそのかして犯罪を実行させる教唆犯(同法61条)と、他人の犯罪を手助けする幫助犯(同法62条)が処罰可能となった。
- (3) 法定刑の引き上げに伴い、公訴時効期間(起訴が許されなくなるまでの期間)が1年から3年に延長され、手続の準備期間がさらに確保できるようになった(刑事訴訟法250条2項6号)。

この侮辱罪の改正については、その有効性の有無、政治的言論に対する萎縮効果の高まりや、公務員侮辱・不敬といった類型の重罰化につながるおそれ等が指摘されている。

次章以降、プロバイダ責任制限法及び侮辱罪の法改正について検討する。

## 2 プロバイダ責任制限法の改正

サイバーハラスメントの被害者が発信者(加害者)に対して民事訴訟を提起する際には、インターネット上の匿名発信者(加害者)を特定するために、プロバイダ責任制限法における発信者情報開示請求を行うことが必要となる。本章では、プロバイダ責任制限法の立法趣旨を旧法と比較しながら、改正法の要点を整理した上で、その課題について検討する。

---

17 「侮辱罪の法定刑に関する諮問第118号」法制審議会第191回会議(令和3年9月16日開催) <https://www.moj.go.jp/content/001355923.pdf> (2022.8.8 閲覧)

## 2-1 旧プロバイダ責任制限法の立法趣旨と従来の課題

プロバイダ責任制限法の正式名称は「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」(平成13(2001)年法律第137号)であり、平成13(2001)年11月30日に公布され、翌平成14(2002)年5月27日に施行された<sup>18</sup>。

令和3(2021)年の改正前において、「特定電気通信による情報の流通によって権利の侵害があった場合について、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示を請求する権利につき定める」(令和3(2021)年改正前の同法〔以下、「旧法」という〕1条)と規定されていた。

旧法の立法趣旨は、インターネット上の情報の流通による権利侵害について、インターネットプロバイダ等の媒介者が、情報の拡散を防ぐための送信防止措置を行わなかったことにより権利侵害を受けた被害者に対する損害賠償責任について、また、同措置を行ったことによる情報発信者に対する損害賠償責任について、それぞれ一定の場合に制限する(旧法3条1項、2項、3条の2)ことにある。さらに、一定の要件の下で、このような侵害情報の流通による被害者が匿名発信者(加害者)情報の開示をプロバイダ等に対して請求することができる実体的権利として発信者情報開示請求権を創設する(旧法4条)というものであった<sup>19</sup>。

発信者情報開示請求制度とは、被害者が、(1)侵害情報の流通によって当該開示の請求をする者の権利が侵害されたことが明らかで(明白性要件)、かつ、(2)当該発信者情報が当該開示の請求をする者の損害賠償請求権の行使のために必要である場合その他発信者情報の開示を受けるべき正当な理由があるときに限り、プロバイダ等媒介者に対し、その保有する当該権利の侵害に係る発信者情報の開示を請求することができるとするものである(旧法4条1項)。この開示請求を受けたプロバイダ等媒介者は、当該開示の請求に係る侵害情報の発信者と連絡を取ることができない等の事情があるような例外的場合を除いて、当該発信者の意見を聴取したうえで開示するかどうかの判断を行うことになる(同条2項)<sup>20</sup>。

発信者情報開示請求権は実体権として法定されているため、裁判外による行使も可能である。しかし、発信者がプロバイダ等媒介者の意見聴取に対して開示に応じない意思表示をする場合には、発信者情報が裁判外で任意開示されることは期待できないと指摘されている<sup>21</sup>。したがって、発信者情報開示請求権は裁判手続を通じて行使せざるを得なくなる。しかし、旧法においては、

---

18 同法の立法当時の状況や施行後の検証・省令改正に関しては、総務省総合通信基盤局消費者行政第二課『プロバイダ責任制限法〔改訂増補第2版〕』(第一法規、2018年)2-14頁を参照。

19 杉本・前掲注(13)40頁。

20 この制度の趣旨については最高裁判所判例(最判平成22年4月8日民集64巻3号676頁)を参照。

「コンテンツプロバイダ」と「アクセスプロバイダ」に対する2回の開示請求に関する裁判手続を経て匿名発信者（加害者）を特定し、その上で示談等が成立しない場合は民事訴訟手続による解決を行うことが必要であった<sup>22</sup>。結果的に、計3回の裁判手続が必要となり、被害者の費用的・時間的かつ精神的な負担が大きいことが課題となっていた<sup>23</sup>。

## 2-2 改正プロバイダ責任制限法 ー新たな裁判手続の創設ー

令和3（2021）年4月21日、プロバイダ責任制限法の改正法（「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の一部を改正する法律」（令和3年法律第27号。同月28日公布、施行日令和4年10月1日）が成立した。そして、発信者情報開示請求に関して、従来の裁判手続（民事訴訟手続・民事保全手続）とは別に、新たな裁判手続（非訟手続）として「発信者情報開示命令事件に関する裁判手続」（令和3年改正プロバイダ責任制限法〔以下、「改正法」という〕8条～18条）が創設され、（改正法1条にも「発信者情報開示命令事件に関する裁判手続に関し必要な事項を定めるものとする」という文言が加えられた。

この新たな裁判手続は、一連の発信者情報開示請求を1つの手続で完結させることができ、かつ、民事訴訟法の規律に従って慎重な審理が行われる民事訴訟手続（訴訟事件）としてではなく、迅速な審理が可能となる非訟手続（非訟事件）として扱われるという特徴がある<sup>24</sup>。

この新たな裁判手続の具体的な内容として、以下のように、裁判所による命令として（1）発信者情報開示命令、（2）提供命令、（3）消去禁止命令という3つの命令が改正法で創設されている。

### （1）発信者情報開示命令

第八条 裁判所は、特定電気通信による情報の流通によって自己の権利を侵害されたとする者の申立てにより、決定で、当該権利の侵害に係る開示関係役務提供者に対し、第五条第一項又は第二項の規定による請求に基づく発信者情報の開示を命ずることができる。

本条によれば、裁判所は、権利侵害を受けたとする申立人（被害者）の申立てによって、当該

21 垣内秀介「発信者情報開示手続きの今後」『ジュリスト #1554』（有斐閣、2021年）25頁。「発信者情報開示の在り方に関する研究会 最終とりまとめ及び意見募集の結果の公表」別紙2「発信者情報開示の在り方に関する研究最終とりまとめ（令和2年12月）」総務省 [https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000724725.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000724725.pdf) 4頁（2022.9.11閲覧）。（以下、「最終とりまとめ」）

22 コンテンツプロバイダとアクセスプロバイダのそれぞれに対する2回の裁判手続を経なければ、発信者の特定ができない理由は、侵害情報を直接流通させているコンテンツプロバイダ自体は、通常、発信者の氏名・住所等の情報を保有していないためであると指摘される。前掲注（21）「最終とりまとめ」3頁。

23 北岡弘章「発信者情報開示の在り方に関する研究会最終とりまとめから読み解く企業当事者の実務の留意点」『NBL1188号』（商事法務、2021年）32-33頁。杉本・前掲注（13）42頁。

24 高田裕介ほか「『プロバイダ責任制限法の一部を改正する法律』（令和3年改正）の解説」『NBL1201号』（商事法務、2021年）4頁。杉本・前掲注（13）43頁。



権利の侵害に係るコンテンツプロバイダやアクセスプロバイダに対し、発信者情報開示命令を発令することができる、としている。

## (2) 提供命令

第十五条 本案の発信者情報開示命令事件が係属する裁判所は、発信者情報開示命令の申立てに係る侵害情報の発信者を特定することができなくなることを防止するため必要があると認めるときは、当該発信者情報開示命令の申立てをした者（申立人）の申立てにより、決定で、当該発信者情報開示命令の申立ての相手方である開示関係役務提供者に対し、次に掲げる事項を命ずることができる。（以下、省略）

本条の手続は次のようになる。申立人は、当該権利の侵害に係る開示関係役務提供者（コンテンツプロバイダ）に対する発信者情報開示命令及び提供命令の申立てを行う。この提供命令においては、まずコンテンツプロバイダがその保有する発信者情報（IP アドレス、タイムスタンプ等）により特定される他の開示関係役務提供者（アクセスプロバイダ）の氏名等の情報を申立人に提供する（改正法 15 条 1 項 1 号）。続いて、申立人がアクセスプロバイダに対して発信者情報開示命令を申立てると、コンテンツプロバイダがその旨の通知を受けて、今度は保有する上記発信者情報をアクセスプロバイダに提供する（同条項 2 号）。

つまり、裁判所による提供命令の発令で、申立人は、コンテンツプロバイダに対する発信者情報開示命令の発令を待たずにアクセスプロバイダを把握し、これに対する発信者情報（発信者の氏名や住所等）開示命令の申立てが可能となっている<sup>25</sup>。

## (3) 消去禁止命令

第十六条 本案の発信者情報開示命令事件が係属する裁判所は、発信者情報開示命令の申立てに係る侵害情報の発信者を特定することができなくなることを防止するため必要があると認めるときは、当該発信者情報開示命令の申立てをした者の申立てにより、決定で、当該発信者情報開示命令の申立ての相手方である開示関係役務提供者に対し、当該発信者情報開示命令事件（中略）が終了するまでの間、当該開示関係役務提供者が保有する発信者情報（当該発信者情報開示命令の申立てに係るものに限る。）を消去してはならない旨を命ずることができる。

本条によれば、申立人は、事件の審理中に発信者を特定不可能になることを防止するため、アクセスプロバイダに対して、その保有する発信者情報、特に侵害情報流通時における IP アドレスやタイムスタンプ等のアクセスログの消去禁止・保全を命じる消去禁止命令の申立てを行うことができる<sup>26</sup>。

---

25 以降、コンテンツプロバイダ及びアクセスプロバイダに対する発信者情報開示命令事件の手続は、手続の併合決定〔非訟事件手続法 35 条 1 項〕を受けることで、一体的な審理が可能となる。杉本・前掲注 (13) 43 頁。

インターネット上では、SNSなど、ユーザーがログインした上で投稿を行う「ログイン型サービス」が増えており、それらの中には、投稿した際の通信記録の保存は行わず、ログイン等した際の通信記録（ログイン時情報）のみを保存するサービスが多いことを踏まえ、改正法では、ログイン時情報を開示対象とすることを念頭に、特定発信者情報の開示請求権（改正法5条1項柱書）が創設された<sup>27</sup>。

今回の改正で、1つの手続により発信者を特定することができるようになった。また、新たな裁判手続は非訟手続に当たるため、裁判所は、事案の性質に応じて、立証の方法や程度について柔軟な判断を行うことが可能となり<sup>28</sup>、簡易迅速に審理を行えるようになることが期待される<sup>29</sup>。

### 2-3 プロバイダ責任制限法の課題

改正プロバイダ責任制限法により、インターネット上の誹謗中傷の被害者が匿名発信者を特定し、民事訴訟手続を通じて当該発信者に民事責任を追及する可能性は高まったといえる。しかし、その場合でも一定額の金銭による損害賠償請求に留まり、被害者が要する諸費用と比べて、誹謗中傷に基づく賠償額は決して高額となりえないと考えられる。特に、外国企業が会社法に基づき外国法人として登記していない場合、外国のプラットフォーム企業の資格証明書の取得のためには、時間や費用がかかる。最終的に匿名発信者が特定された時点で示談が成立した場合でも、または、損害賠償請求が認容された場合でも、被害者に対する事後的な被害回復の実現には限界があるといえる。

今回の改正では、発信者情報開示制度のみが対象になったが、誹謗中傷対策を進めていく上では、削除など送信防止措置の在り方を検討していくことが求められる。そこでは、送信防止措置と表現の自由（憲法21条）による表現の法的保護の在り方が問題となる。

プロバイダ責任制限法では、プロバイダに送信防止措置を義務付けてはいない（旧法及び改正法3条1項）。しかし、同項は、プロバイダが一定の場合に送信防止措置を講ずべき民法上の作為義務を負う立場にあることを前提にしている<sup>30</sup>。多くの裁判例でも、プロバイダが条理に基づく作為（削除）義務を負うことが肯定されてきた。

---

26 杉本・前掲注（13）44頁。

27 高田ほか・前掲注（24）4頁以下。

28 曾我部真裕「改正プロバイダ責任制限法の概要と成立の背景・経緯」『ビジネス法務21巻8号』（中央経済社、2021年）83頁。

29 成原慧「媒介者責任の再検討 - プロバイダ責任制限法改正および関連する取組の意義と課題」『法学セミナー no.803』（日本評論社、2021年）48頁。

30 齊藤邦史「プロバイダの送信防止作為義務と通信の秘密」『Nextcom 41号』（株式会社KDDI総合研究所、2020年）35頁。

裁判例では、プロバイダが違法情報のアップロードを認識し、アップロードされた場の設置目的や管理・運営状況・匿名性・営利性、被侵害利益の性質等を総合的に検討し、事例ごとの特性に合わせて条理上の作為義務が認定されてきた<sup>31</sup>。平成 23（2011）年の総務省の研究会の報告書では、ガイドライン等により作為義務の明確化とプロバイダによる適切な対応が行われていることから、作為義務を法律上一律に明確化すべき必要はないとされていた<sup>32</sup>。

削除など送信防止措置は、十分な手続保障なしに表現が抑制されるおそれがあり、機能的には事前抑制に近い性質をもつといえる。一方、インターネット上の投稿の削除は、出版の事前差止めとは異なり、公開された後に行われるものであり、事前規制とはいえない。しかし、ネット上の投稿の削除も、事前抑制としての側面をもつ差止め当たり、「表現行為に対する重大な制約」となりうるため<sup>33</sup>、慎重な判断が求められる<sup>34</sup>。

### 3 名誉侵害罪

個人的法益に対する罪として、刑法第 34 章は、「名誉に対する罪」を規定している。ここでの主な犯罪類型は、名誉毀損罪（230 条 1 項）と侮辱罪（231 条）であり、いずれも客体は「人」とし、その保護法益を「名誉」<sup>35</sup>とするとところから、一般に名誉侵害罪と呼ばれている。

#### 第三十四章 名誉に対する罪

##### （名誉毀損）

第二百三十条 公然と事実を摘示し、人の名誉を毀損した者は、その事実の有無にかかわらず、三年以下の懲役若しくは禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。

2 死者の名誉を毀損した者は、虚偽の事実を摘示することによってした場合でなければ、罰

---

31 利用者視点を踏まえた ICT サービスに係る諸問題に関する研究会「プロバイダ責任制限法検証に関する提言」（2011 年）[https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000122708.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000122708.pdf)（2022.9.9 閲覧）

32 利用者視点を踏まえた ICT サービスに係る諸問題に関する研究会・前掲注（31）17-20 頁。

33 総務省総合通信基盤局消費者行政第二課・前掲注（18）37 頁。

34 インターネット上の削除は、北方ジャーナル事件（最大判昭和 61 年 6 月 11 日民集 40 卷 4 号 872 頁）で示されたような厳格な要件は求められないという見解も有力である。成原・前掲注（27）49 頁。

35 判例によると、「名誉」とは「人の品性、徳行、名声、信用等の人格的価値について社会から受ける客観的評価」を言い（最大判昭和 61 年 6 月 11 日民集 40 卷 4 号 872 頁）、名誉毀損が成立するためには、少なくとも表現対象となった者の社会から受ける客観的評価（社会的評価）が低下する必要がある、とされる。また「名誉」には、名誉感情は含まれず（最判昭和 45 年 12 月 18 日民集 24 卷 13 号 2151 頁参照）、「馬鹿」などの侮辱のように名誉感情侵害にとどまる場合には、名誉毀損には当たらない、とされる。

しない。

(公共の利害に関する場合の特例)

第二百三十条の二 前条第一項の行為が公共の利害に関する事実に係り、かつ、その目的が専ら公益を図ることにあったと認める場合には、事実の真否を判断し、真実であることの証明があったときは、これを罰しない。

2 前項の規定の適用については、公訴が提起されるに至っていない人の犯罪行為に関する事実は、公共の利害に関する事実とみなす。

3 前条第一項の行為が公務員又は公選による公務員の候補者に関する事実に係る場合には、事実の真否を判断し、真実であることの証明があったときは、これを罰しない。

(侮辱)

第二百三十一条 事実を摘示しなくても、公然と人を侮辱した者は、一年以下の懲役若しくは禁錮若しくは三十万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

サイバーハラスメントが問題化する現在、先述した刑法の犯罪類型(1-2)のなかでも、この名誉侵害罪について多くの議論が展開されている。そこで、本章では、名誉侵害罪の立法過程を確認し、保護法益である「名誉」について、名誉毀損罪と侮辱罪の關係に鑑みて再検討したい。

### 3-1 名誉侵害罪の立法過程

我が国の名誉侵害罪は、犯罪類型として、生存者に対する名誉毀損罪(230条1項)と侮辱罪(231条)を基本としたうえで、死者に対する名誉毀損罪(230条2項)を規定するほか、公共の利害に関する場合の特例(230条の2)と親告罪としての扱い(232条)を規定する。こうした状況は、名誉の保護の強化と言論・表現の自由との調和のもとで形成されてきたものである<sup>36</sup>。

明治8(1875)年に制定された讒謗律(明治8年太政官布告110号)においては、一般国民の名誉保護よりも官吏に対する不敬行為の処罰に重点が置かれていたため、当時の自由民権運動における言論弾圧に大きな役割を果たしたとされている<sup>37</sup>。その後、讒謗律を廃止した旧刑法(明治13年太政官布告36号)の名誉侵害罪は、「悪事醜行ヲ摘発シテ人ヲ誹毀シタル者」を事実の有無を問わずに処罰する(行為態様に依じて法定刑が異なる)とともに(358条)、死者に対しては「誣罔ニ出タ」場合に処罰するもので(359条)、いずれも親告罪とされていた(361条)。また、

36 旧刑法制定以後の立法動向については、大塚仁／河上和雄／佐藤文哉／古田佑紀編『大コンメンタール刑法 第12巻〔第2版〕』(青林書院、2003年)4頁以下〔中森喜彦〕参照。

37 手塚豊『明治刑法史の研究(下)』(慶應通信株式会社、1986年)330頁以下。平川宗信『名誉毀損罪と表現の自由』(有斐閣、1983年)33頁。

426条12号は、「公然人ヲ罵言嘲弄シタル者」を違警罪として、告訴を待つて論じることとしていた。この違警罪は「違式註違条例」のように、従来、行政警察上の諸規則としてあった軽微な犯罪の取締規則を、刑法中に組み入れたものであった<sup>38</sup>。嘲弄とは、人をあざけり馬鹿にすることを意味するが、処罰理由として、無礼と紙一重であり、喧嘩抗争の原因になることが考慮されていたようである<sup>39</sup>。侮辱罪は公務員の職務を妨害する罪の一種として、暴行・脅迫を手段とする公務執行妨害罪の後に規定され、公務執行妨害罪の基本的犯罪としての性格を帯びていた<sup>40</sup>。侮辱という語は、当初は名誉毀損ではなく、不敬行為として理解されていたのである。

昭和21(1946)年の日本国憲法の公布に伴い、刑法改正法律案の要綱が出され、改めて、名誉毀損罪及び侮辱罪の重罰化が提案された<sup>41</sup>。新憲法下における憲法21条(言論出版の自由の保障)と名誉毀損罪との関係の問題もあり、名誉保護が重要となったという理由があった<sup>42</sup>。しかし、皇室に対する罪(73条以下)の廃止に伴い、天皇及び皇族に対する不敬を名誉に対する罪の一種として位置づけることに伴う措置だという説明が実態に即したものと考えられる<sup>43</sup>。

当時の名誉毀損罪は、適示事実の真実性の証明による違法性阻却の余地を全く認めておらず、批判的言論を封殺するものと考えられた。昭和22(1947)年の改正(昭和22年法124号)では、適示事実の真実性の証明の規定(230条の2)が新設され、名誉毀損罪の法定刑の上限が1年から3年になった。本規定により、一定の要件のもとに名誉毀損的言論の不可罰が認められることになった<sup>44</sup>。名誉の保護と自由な言論の保障との調和と均衡には現代においても課題が多いが、適示事実の真実性の証明規定の新設によって、当時は一応の解決は見られたものといえる<sup>45</sup>。

適示事実の真実性の証明規定の解釈について、最高裁は当初、公共の利害に関する事柄を公益目的で公表した場合には、摘示した事実が真実であればその違法性が阻却されるが、真実性を誤信していた場合に事情の如何を問わずに名誉毀損罪が成立するとしていた(最判昭和34年5月7日刑集13巻5号641頁)。しかし、その後、摘示した事実が真実でなかったとしても、真実と信ずべき相当の理由がある場合には故意又は過失が否定されるため、不法行為が成立しないという免責基準が判例上も確立している<sup>46</sup>。

上記のような背景がある中でも、侮辱罪の法定刑の引き上げは実現しなかった。逆に、昭和22

38 熊倉武『軽犯罪法』(日本評論社、1950年)24頁以下。

39 平場安治「名誉に対する罪についての立法的考察」佐伯千仞ほか編『刑法改正の諸問題』(有斐閣、1967年)377頁。

40 村井敏邦『公務執行妨害罪の研究』(成文堂、1984年)43-44頁。

41 佐藤藤佐「刑法改正法律案の要綱について」『法律新報 734号』(法律新報社、1947年)22頁。

42 安平政吉「刑法の一部改正法案について」『法学新報 54巻第7・8号』(中央大学出版社、1947年)51-52頁。

43 団藤重光「刑法の改正について」『法律新報 736号』(法律新報社、1947年)13頁。

44 中野次雄『逐條改正刑法の研究』(良書普及会、1948年)18頁、171頁以下参照。

45 丸山雅夫「名誉侵害罪としての侮辱罪」『南山法学 41巻2号』(南山大学法学会、2018年)64頁。

(1947)年の改正時に衆議院へ提出された政府原案では、事実の摘示のない行為の実害は大きくないとして<sup>47</sup>、侮辱罪の廃止の提案がなされた<sup>48</sup>。しかし、最終的に衆議院の審議で侮辱罪は言論の自由とは縁が遠いとして、廃止せずに現行法どおりと修正された<sup>49</sup>。

上記のような過程を経て、名誉毀損罪・侮辱罪の犯罪における行為態様の限定がなくなるとともに処罰範囲が拡張され、公然と事実を摘示する名誉毀損罪と事実を摘示しない公然の侮辱罪とに整理された。一方、親告罪については、名誉毀損罪・侮辱罪いずれの場合も被害者の意思を無視してまで訴追するほどには法益侵害の程度が大きくないこと、また、訴追されて様々な事情が法廷に持ち出されることにより、かえって被害者の名誉を侵害するおそれが考慮され、維持されることとなった<sup>50</sup>。

### 3-2 名誉侵害罪の保護法益

名誉侵害罪の保護法益としての名誉には、一般的に(1)内部的名誉：他者による評価とは独立した客観的な本人の人格的価値、(2)外部的名誉<sup>51</sup>(社会的名誉)：社会が本人に対して与える評価、(3)主観的名誉(名誉感情)：本人が自分自身に対してもつ主観的な価値意識、の3つに分類される。

上記の3つのうち、まず、(1)の内部的名誉は、客観的に存在しているもので他人の行為によって侵害されることはありえないため、名誉に対する罪の保護法益とはならない。重要な論点は(3)の名誉感情が保護法益となるか否かである。有力説として(2)の外部的名誉は名誉毀損罪の、(3)の名誉感情は侮辱罪の保護法益となるとする二元説<sup>52</sup>がある。しかし、通説は、単純な個人の主観的意識・感情は保護に値しないとして、名誉毀損罪・侮辱罪ともに(2)の外部的名誉を保護法益と解している(統一的名誉概念/一元説<sup>53</sup>)。

---

46 最判昭和41年6月23日民集20巻5号1118頁。この他、最大判昭和44年6月25日刑集23巻7号975頁は、「刑法230条ノ2の規定は、人格権としての個人の名誉の保護と、憲法21条による正当な言論の保障との調和をはかったものというべきであり、これら両者間の調和と均衡を考慮するならば、たとい刑法230条ノ2第1項にいう事実が真実であることの証明がない場合でも、行為者がその事実を真実と誤信し、その誤信したことについて、確実な資料、根拠に照らし相当の理由があるときは、犯罪の故意がなく、名誉毀損の罪は成立しない」としている。

47 牧野栄一「刑法各側の改正」『警察研究18巻11号』(良書普及會、1947年)10頁。

48 安平・前掲注(42)53頁。

49 団藤重光『刑法の近代的展開』(弘文堂書房、1948年)251頁。嘉門優「侮辱罪の立法過程からみた罪質と役割—侮辱罪の法定刑引き上げをめぐる—」『法学セミナー no.803』(日本評論社、2021年)9頁。

50 丸山・前掲注(45)63頁。

51 外部的名誉は、事実的名誉と規範的名誉とに区別されることがある。事実的名誉は、現に存在する評価であり、規範的名誉は、人の真価に対応した評価を意味する。

52 団藤重光『刑法綱要各論 第3版』(創文社、1990年)512頁。

外部的名誉が認められる限りでは名誉の客体としての「人」には自然人、法人及び法人格のない団体も両罪に含まれ、公然性を共通の成立要件とする両罪の違いは名誉に対する侵害方法の違い（事実の摘示の有無）に求められているのである。

これまでの議論の中心は、名誉毀損罪の解釈と真実性の証明に関する特例（刑法 230 条の 2）の適用問題に集中しており、侮辱罪に関する議論は活発ではなかった<sup>54</sup>。しかし、誹謗中傷による自殺者が出るなど近時のサイバーハラスメントが深刻な問題となり、侮辱的行為に対する罰則のあり方が再検討され、刑法等の一部を改正する法律案が、国会で可決・成立し、侮辱罪の法定刑を引き上げる改正刑法（令和 4 年法律第 67 号）が令和 4（2022）年 7 月 7 日に施行された。今回の改正を契機に議論すべき点は、侮辱罪だけでなく、名誉毀損罪も合わせた名誉侵害罪において、サイバーハラスメントの特性から主観的名誉（名誉感情）を保護することができるか否かであると考えらる。

名誉毀損罪・侮辱罪ともに外部的名誉を保護法益と解している学説の一般的動向に対して、実務においては、「名誉トハ人ノ社会上ノ地位又ハ価値ヲ云フモノニシテ各人ハ一般ニ法ノ保護ニヨリ自己ノ有スル社会上ノ地位又ハ価値ヲ他人ヨリ侵害セラレサルコトヲ得ルモノニシテ之ヲ侵害スルハ名誉ノ毀損ニシテ」とする判例（大判大正 5 年 5 月 25 日刑録 22 輯 816 頁）や、「名誉トハ社会的評価又ハ価値ヲ指称スルモノニシテ何人ト雖法律ノ保護ニ依リ自己ノ有スル社会的評価又ハ価値ヲ濫ニ他人ニヨリテ侵害セラレサル利益ヲ有スルモノナレハ縦令徳義又ハ法律ニ違反セル行為ヲ為シタル者ニ対シテモ法律ノ保護ナシト謂フヘカラス」とする判例（大判昭和 8 年 9 月 6 日刑集 12 卷 1590 頁）に典型的に見られるように、主観的名誉（名誉感情）と外部的名誉（社会的名誉）を合わせた事実的名誉概念を採る立場（事実説）<sup>55</sup>が完全に確立されていた<sup>56</sup>。さらに、「侮辱罪ハ事実ヲ摘示セスシテ他人ノ社会的地位ヲ軽蔑スル犯人自己ノ抽象的判断ヲ公然発表スルニヨリテ成立スルモノナルニ反シ……名誉毀損罪ハ他人ノ社会的地位ヲ害スルニ足ルヘキ具体的事実ヲ公然告知スルニ依リテ成立スルモノナレハ犯人ニ於テ如上具体的事実ヲ告知スルコトナク単ニ他人ノ社会的地位ヲ軽蔑スル抽象的言辞ヲ弄シタルニ過キサルトキハ侮辱罪ヲ構成スヘキモ名誉毀損罪ヲ構成スヘキモノニアラサルコト明カナリ」とし（大判大正 15 年 7 月 5 日刑集 5 卷 303 頁）、事実説を前提として、名誉毀損罪と侮辱罪の法益である名誉を統一的に捉え、両罪の違

53 大谷實『刑法講義各論 新版第 5 版』（成文堂、2019 年）168 頁。中森喜彦『刑法各論 第 4 版』（有斐閣、2015 年）85 頁。判例として、大判大正 15 年 7 月 5 日刑集 5 卷 303 頁、大判昭和 2 年 11 月 26 日刑集 6 卷 468 頁、大判昭和 8 年 2 月 22 日刑集 12 卷 154 頁、大判昭和 9 年 5 月 5 日刑集 13 卷 573 頁、大判昭和 10 年 3 月 14 日刑集 14 卷 249 頁等。

54 丸山・前掲注（45）53 頁。

55 丸山・前掲注（45）57 頁。

56 同旨の判例として、大判昭和 8 年 3 月 28 日法律新聞 3583 号 12 頁、大判昭和 9 年 6 月 29 日刑集 13 卷 904 頁等。丸山・前掲注（45）66 頁。

いは、名誉概念の相違にもとづくものではなく、「事実を摘示し」たか否かという行為の違いに求められるとしていたのである<sup>57</sup>。

### 3-3 サイバーハラスメントにおける保護法益

先述の讒謗律において、侮辱（誹謗）は名誉毀損（讒毀）と並置されており、「公布」を要件とする点で両罪は共通していた。旧刑法においても「公然」を要件とする点で両罪は共通し、この点は現行刑法に引き継がれている。他方、侮辱罪は、旧刑法において違警罪として名誉に対する罪（誹毀ノ罪）とは別類の犯罪とされ、その法定刑が拘留又は科料とされており（同426条12号）、その法定刑が現行刑法に引き継がれている<sup>58</sup>。

判例及び通説の見解が前提としている名誉毀損罪及び侮辱罪の保護法益を外部的名誉とする統一的名誉概念によれば、ひとつの行為が名誉毀損罪と侮辱罪のいずれにも該当する場合には名誉毀損罪だけが成立するとされ（大判大正3年11月26日刑録20輯2265頁）、名誉毀損罪の成立が否定された事案における名誉毀損の告訴は侮辱の告訴として有効なものとされている（大判昭和10年4月8日刑集14巻401頁）ことから、名誉毀損罪と侮辱罪の関係は、法条競合として捉えることもできる<sup>59</sup>。

また、摘示した事実について真実性の証明がなされた場合は、侮辱罪の成立は当然に否定される（大判大正5年11月1日刑録22輯1644頁）<sup>60</sup>。他方、二元説によれば、法益（罪質）を異にする名誉毀損罪と侮辱罪は観念的競合の関係に立つものと解され、摘示した事実について真実性が証明された場合でも、侮辱罪の成立はただちには否定されないことになる<sup>61</sup>。侮辱罪は、事実を摘示することなしに、「公然と人を侮辱」することによって成立する。したがって、統一的名誉概念の立場においては、事実を摘示しないで人の外部的名誉を侵害する危険性のある行為が「侮辱」ということになる。ただし、侮辱の具体的な意義については解釈に委ねられている。

ここで、上記のような名誉毀損罪と侮辱罪の関係を踏まえて、サイバーハラスメントにおける保護法益について検討したい。サイバーハラスメントの特性からみて重要な保護法益は、判例及

---

57 したがって、法人に対して名誉毀損罪の成立が肯定される以上は（大判明治25年2月4日刑録明治25年2月99頁、大判昭和11年7月2日刑集15巻857頁等）、法人に対する侮辱罪も当然に肯定されるということになっていた（大判大正15年3月24日刑集5巻117頁、最決昭和58年11月1日刑集37巻9号1341頁）31）。同旨の判例として、大判昭和2年11月26日刑集6巻468頁、大判昭和8年2月22日刑集12巻154頁、大判昭和9年5月5日刑集13巻573頁、大判昭和10年3月14日刑集14巻249頁等。丸山・前掲注（45）66-67頁。

58 旧刑法（明治13年7月17日太政官布告36号）、深町・前掲注（4）13頁。

59 丸山・前掲注（45）68頁。

60 大判大正12年5月24日法律新聞2140号4頁、大判昭和13年2月28日刑集17巻141頁参照。

61 丸山・前掲注（45）69頁。



び通説的見解の保護法益である外部的名誉（社会的評価の低下）というよりも、自尊感情が傷つけられるという主観的名誉（名誉感情）であると考えられる。サイバーハラスメントの侵害性は、発信者の誹謗中傷・罵詈雑言によって被害者の自尊感情が傷つけられ<sup>62</sup>、精神的負荷により PTSDなどを発症し、時には自殺に追い込まれるという危険性にある<sup>63</sup>。サイバーハラスメントにおいては、平穩に生活するという人格的な利益（「平穩生活利益」）<sup>64</sup>や「内心の静謐」<sup>65</sup>が侵害されていると捉える必要がある。

不法行為法において平穩生活利益が侵害された場合には、受忍限度を超えているか否かの違法性判断が責任の成否を決める判断基準となる（受忍限度論）<sup>66</sup>。インターネット上での侮辱によって侵害される法益もまた「平穩生活利益」であるといえること、また、侵害態様が本来であれば許されるべき自由な意見・論評によるものであることから、これが不法行為と認められるためには受忍限度を超えるような態様によることが必要といえる<sup>67</sup>。

受忍限度について言及した判例として下記のものがある<sup>68</sup>。

- (1) インターネット上の電子掲示板にされた書き込みの発信者情報開示請求がなされた事案において、「気違い」という侮辱的な表現が被害者の名誉感情を侵害するにとどまるものとしたうえで、「これが社会通念上許される限度を超える侮辱行為であると認められる場合に初めて」被害者の人格的利益の侵害が認められうるにすぎないとした事例（最判平成 22 年 4 月 13 日民集 64 卷 3 号 758 頁）。
- (2) 刑事事件の法廷に出延した被疑者の容ぼうを隠しカメラによって撮影した事例において、「人の容ぼう等の撮影が正当な取材行為等として許されるべき場合もあるのであって、ある者の容ぼう等をその承諾なく撮影することが不法行為上違法となるかどうかは、被撮影者の社会的地位、撮影された被撮影者の活動内容、撮影の場所、撮影の目的、撮影の態様、撮影の必要性等を総合考慮して、被撮影者の上記人格的利益の侵害が社会生活上受忍の限度を超えるものといえるかどうかを判断して決すべき」とした事例（最判平成 17 年 11 月 10 日民集 59 卷 9 号 2428 頁）。
- (3) 法的な見解の表明に関して名誉毀損が問題となった事案において、「証拠等による証明にじまない物事の価値、善悪、優劣についての批評や論議などは、意見ないし論評の表明に

---

62 西貝吉晃「サイバーいじめと侮辱罪」『法律時報 93 卷 10 号 通巻 1168 号』（日本評論社、2021 年）2 頁。

63 深町・前掲注（4）15 頁。

64 仮屋篤子「インターネット上の侮辱」『ジュリスト #1573』（有斐閣、2022 年）54 頁。

65 志田陽子「ネット言論と表現の自由のこれから」『法学セミナー no.803』（日本評論社、2021）27 頁。

66 平野裕之『民法総合 6 不法行為法 第 3 版』（信山社、2013 年）147-148 頁。

67 平野・前掲注（66）95-96 頁。

68 仮屋・前掲注（64）55-56 頁。

属するというべきである」としたうえで、「事実を摘示しての名誉毀損と意見ないし論評による名誉毀損とで不法行為責任の成否に関する要件を異にし、意見ないし論評については、その内容の正当性や合理性を特に問うことなく、人身攻撃に及ぶなど意見ないし論評としての域を逸脱したものでない限り、名誉毀損の不法行為が成立しないものとされているのは、意見ないし論評を表明する自由が民主主義社会に不可欠な表現の自由の根幹を構成するものであることを考慮し、これを手厚く保障する趣旨による」とした事例（最判平成16年7月15日民集58巻5号1615頁）

上記のように、純粋な意見ないし論評としての域を逸脱した受忍限度を超える表現が、まさに誹謗中傷等による「侮辱」として違法な表現となるのである<sup>69</sup>。

## 4 サイバーハラスメントと侮辱罪

先述の通り、侮辱罪（刑231条）の法定刑を、1年以下の懲役若しくは禁錮若しくは30万円以下の罰金を追加する法案（刑法等の一部を改正する法律案）が可決・成立し、令和4（2022）年7月7日に施行された。公訴時効も1年から3年に延長された（刑事訴訟法250条2項6号）。従来、侮辱罪の認知及び訴追件数は少なく、そのため、有罪判決で終結した事件も少なかった<sup>70</sup>。その後、インターネット上で特定人に対する誹謗中傷が多発し、痛ましい事件が起きることとなった。この法案は、そうした侮辱罪を巡る現状を反映したものである。

本章では、侮辱罪の法定刑改正について考察するとともに、サイバーハラスメントの視点から侮辱罪の解釈を試みることにし、その課題について考察する。

### 4-1 侮辱罪の法定刑改正の妥当性

改正された侮辱罪では、その成立要件には修正を加えず、その法定刑に、修正を加えたものである。以下、その妥当性について検討する。

侮辱罪の保護法益は通説的理解によれば、名誉毀損罪と同様に、人の外部的名誉であり、その内実は事実的名誉である。両罪の違いは、名誉毀損罪では、対象者に対する事実摘示が必要であるが、侮辱罪ではこれが不要な点にある。事実摘示の有無の認定が難しい事例があることから、侮辱罪の改正前の法定刑は保護法益を同じくする名誉毀損罪と比べて著しく低かった<sup>71</sup>。今回引

69 仮屋・前掲注（64）56頁。

70 今井猛嘉「侮辱罪の法定刑の改正について」『ジュリスト #1573』（有斐閣、2022年）38頁。

71 今井・前掲注（70）38頁。

き上げが必ずしも十分とはいえないにしても、必要な措置であったといえることができる。

侮辱罪の科刑状況を見ると、改正前の法定刑では、適切な量刑判断が困難となる事情があったと考えられる。法制審議会刑事法（侮辱罪の法定刑関係）部会第1回会議（令和3（2021）年9月22日）の統計資料（配布資料2）<sup>72</sup>によると、平成28（2016）年から令和2（2021）年までの間、侮辱罪で有罪認定された者の内、拘留に処せられた者はいないが、科料に処せられた者の約96%が9,000円以上の科料に処せられている。科料は千円以上一万円未満の罰則であり（刑法17条）、侮辱罪で有罪認定された者に科料で対処することが限界に近づきつつある<sup>73</sup>といえる<sup>74</sup>。30万円という上限が十分とはいえないが、罰金を追加することは妥当といえる。

しかしながら、今回の法定刑引き上げについては批判もある。例えば、日本弁護士連合会からは次のような批判が挙げられた<sup>75</sup>。

侮辱罪の刑に懲役刑を追加すれば、表現の自由を脅かすことになり不適切である。法案の形で法定刑が改正されると、侮辱罪で有罪認定された者の拘禁期間が長期化するに止まらず逮捕・勾留が現在より容易となる等の事態が予想され、特に公務員に対する正当な論評への萎縮効果が大きい。名誉毀損罪では、摘示事実の真实性の証明規定（刑230条の2）により違法性阻却の余地があるが、侮辱罪には同様の規定がなく刑法35条（正当行為）の適用範囲も不明確である<sup>76</sup>。

上記のうち、侮辱罪の適用範囲が不明確であることに関する批判については、純粋な意見ないし論評としての域を逸脱した受忍限度を超える表現（3-3）というように、侮辱の概念を再検討することで対処できるといえる。すなわち、真実に基づく自己評価としての名誉感情が侮辱罪により保護されるべきであり、その有無は、客観的に存在する事実から推認することが考えられる。根拠のない自惚れ等の感情は、内実も外延も不明確であり、刑法的保護の対象とはならない<sup>77</sup>。

次に、違法性阻却に関する批判について以下で検討する。

通説によれば、名誉毀損罪と侮辱罪の保護法益は同じであるため、違法性阻却の原理も同様のものとなる。侮辱罪には、同法230条の2に相当する規定は存在しないが、被告人が、自己の表

72 法制審議会刑事法（侮辱罪の法定刑関係）部会第1回会議（令和3年9月22日）配布資料2「統計資料」<https://www.moj.go.jp/content/001356048.pdf>（2022.9.16 閲覧）

73 「「やっ」という思い」木村花さんの母・響子さん「侮辱罪」厳罰化の改正刑法成立」東京新聞（2022年6月13日）<https://www.tokyo-np.co.jp/article/183217>（2022.9.16 閲覧）

74 今井・前掲注（70）38-39頁。

75 日本弁護士連合会「侮辱罪の法定刑引き上げに関する意見書」（2022年3月17日）<https://www.nichibenren.or.jp/library/pdf/document/opinion/2022/220317.pdf>（2022.9.16 閲覧）

76 今井・前掲注（70）39頁。

77 今井・前掲注（70）40頁。

現の根拠となった真実を主張し、当該表現に、表現対象者の名誉感情を優越する価値があったことを示せば、正当行為として侮辱罪の違法性が阻却され得る。ここで、同法35条による場合、被告人は、表現の根拠となった事実の真実性を証明する責任はない。また、侮辱罪で起訴された被告人が、正当行為（同法35条）による違法性阻却を主張したが、当該主張が認められなかった場合、当該表現の根拠となった事実が真実であると誤解していた被告人には、本来あるべき正当な評価である外部的名誉である規範的名誉感情を侵害する表現をしたことの認識が欠けているから、同罪の故意が阻却されると考えられる。表現対象者の名誉感情の侵害可能性が争点となる侮辱罪の裁判において、根拠事実の真実性の立証を要求すると、被害者のプライバシーの公開が強制され、さらなる名誉侵害を招くおそれがある<sup>78</sup>。この点をも踏まえると侮辱罪における真実性の立証は、同法35条の解釈に委ねることが妥当である<sup>79</sup>。

刑法230条の2に類する規定を侮辱罪に導入すると、過失侮辱罪も処罰可能になるが、侮辱罪の保護法益に主観的名誉（名誉感情）を含めるべきとする本稿の立場からは、プライバシーの強制的な公開は避けられるべきであると考えため、慎重な検討を求めたい。

#### 4-2 サイバーハラスメントへの課題

今回の侮辱罪の改正において、法定刑引き上げの妥当性はあると考えられる。ここで、侮辱罪をサイバーハラスメントの特性に当てはめた場合、十分な効果があるかを検討する。

先述のとおり、侮辱罪の保護法益を名誉毀損罪と同様に外部的名誉としつつも、平穩生活利益や内心の静謐を重視し保護する必要がある（3-3）。この点、インターネット上での誹謗中傷等により名誉侵害され自殺に追い込まれてしまった事件のようなサイバーハラスメントへの対応として、侮辱罪の法定刑引き上げは妥当なものといえる。

しかし、例えば、SNSにおいて複数の匿名アカウントを開設して被害者に対して大量かつ継続的に誹謗中傷・罵詈雑言を浴びせかけて「炎上」を引き起こし、被害者を精神的に追いつめて自殺に追い込むような特に悪質なサイバーハラスメント（公然炎上型）を想定すると、侮辱罪の法定刑を1年の懲役又は30万円の罰金としたことは、上限として十分とはいえない<sup>80</sup>。また、一人の発信者がSNSに複数の匿名アカウントを開設し、SNSのダイレクトメッセージ機能を利用して集中的に被害者に誹謗中傷・罵詈雑言を浴びせかけるサイバーハラスメント（ストーカー型）

---

78 平野龍一「刑法各論の諸問題」『法学セミナー no203号』（日本評論社、1972年）79-80頁。佐伯仁志「プライバシーと名誉の保護（4・完）」『法学協会雑誌 101巻11号』（有斐閣、1984年）1743頁、1753頁。

79 今井・前掲注（70）41頁。

80 脅迫罪（刑法222条）の法定刑の上限は2年の懲役、ストーカー行為等規制法におけるストーカー行為罪法定刑の上限は、1年の懲役又は100万円の罰金である（同18条）。深町・前掲注（4）16頁。

では、「公然」性を充足しないために、名誉毀損罪はもとより、そもそも侮辱罪では処罰することができない<sup>81</sup>。そこで、公然炎上型・ストーカー型のサイバーハラスメントでは、侮辱罪のみで対処することは困難である。したがって、侮辱罪の法定刑引き上げによる対応のみではなく、サイバーハラスメントの特性に応じた新たな刑法的規制を検討する事も考慮すべきとする見解がある<sup>82</sup>。

侮辱罪において、何が犯罪で何が犯罪でないかという境目の判断が非常に難しい面があり、それは、サイバーハラスメントの犯罪類型を考慮する上での困難性を示唆している。そこには、本来処罰されるべきでない行為までが補足され、一種の冤罪のような想定外の効果を生じる危険がある。例えば、複数人による「炎上」において、名誉感情侵害にも当たらないような言葉で炎上をけしかけることは、行為自体がそもそも違法でない場合がある。したがって、サイバーハラスメントに対する新たな刑法的規制の導入には、行為に対する結果について責任を負わせるという刑法の基本的な考え方を再考する必要がある。そのような、違法でないともいえる行為について違法性を持つものとして構成するには、現状では共犯理論（教唆・幫助）によることが考えられる。しかし、多様化するサイバーハラスメントにどのようにその概念を広げることができるかについては検討を要する。

上記のように、新たな刑法的規制を検討することは、サイバーハラスメントの特性に応じた犯罪類型を構成するうえで重要な契機となる。しかし、サイバーハラスメントは法律で前提としているような犯罪類型でない場合も多いため、どのように構成要件を定めることができるかということを慎重に検討することが求められる。

## おわりに

以下に、本稿で検討した内容を整理したい。

第1にインターネット上での誹謗中傷などサイバーハラスメントの特性と民事・刑事での対応について概観した。サイバーハラスメントの主な特性としては、匿名性、高度の流通性、大量投稿と集団化、インターネット上の永続性、回避困難性がある。このような特性をもつサイバーハラスメントへの対応について、現状の民事責任の追及及び刑事法の犯罪類型について整理した。

第2に、サイバーハラスメントへの民事手続による対応策として、プロバイダ責任制限法改正における新たな裁判手続の概要と発信者情報開示制度の課題について検討した。今回の改正では、

---

81 深町・前掲注(4)15頁。

82 深町・前掲注(4)18頁。

従来の裁判手続（民事訴訟手続・民事保全手続）とは別に、新たな裁判手続（非訟手続）で裁判所による命令として（1）発信者情報開示命令、（2）提供命令、（3）消去禁止命令という3つの命令が改正法で創設されている。

これにより、発信者情報開示・送信防止措置等の請求が1つの手続で完結できるようになり、被害者の経済的・事件的そして精神的負担を減少させることができるようになった。しかし、一定額の損害賠償請求にとどまっており、被害者に対する事後的な被害回復の実現には限界があることや、送信防止措置と表現の自由との調和についての課題が残されていることを指摘した。

第3に、サイバーハラスメントへの刑事法による対応策として、名誉侵害罪の主な犯罪類型である名誉毀損罪（刑法230条1項）と侮辱罪（231条）の保護法益について、その立法過程を概観しながら再検討した。通説においては両者の保護法益は外部的名誉であり、被害者の社会的評価の低下に焦点が合わせられている。しかし、保護すべきは平穩に生活するという人格的な利益であると考えられる。サイバーハラスメントの実体は名誉感情の侵害として捉えるべきであり、純粋な意見ないし論評としての域を逸脱した受忍限度を超える表現が侮辱に相当するという見解を示した。

第4に、侮辱罪改正をめぐる議論を概観し、その課題について検討した。近時のサイバーハラスメントへの対策の一つとして、侮辱罪の法定刑引き上げがなされたことについては、特に公務員に対する正当な論評への萎縮効果がおこるなどの批判があるにせよ一定の妥当性がある。しかし、法定刑の引き上げのみでは、多様化するサイバーハラスメントへの類型には対応しきれないと考えられるため、新たな刑法的規制の検討の必要性について指摘した。

プロバイダ責任制限法や侮辱罪の改正をとおして、サイバーハラスメントの被害者への対策が取られつつある。しかし、サイバーハラスメントは必ずしも公然に行われるものではないので、現行法では民事上も刑事上も被害者が満足いく形での事後的な回復には限界がある。匿名表現の自由は憲法21条1項で保障されており、その積極的な価値を守るためにも、インターネットを利用する人々のためのリテラシー教育やモラルの向上が求められている。

#### 参考文献等

上沼紫野「誹謗中傷と有害情報」『ジュリスト #1554』（有斐閣、2021年）38-43頁

上沼紫野「発信者情報開示請求に係る海外事業者への対応と検討事項」『ビジネス法務 21 卷 8 号』（中央経済社、2021年）98-100頁

北澤一樹「名誉毀損（信用毀損）に当たる誹謗中傷とは」『ジュリスト #1554』（有斐閣、2021年）32-37頁

實原隆志「個人情報の定義等の統一」『ジュリスト #1561』（有斐閣、2021年）34-39頁

清水陽平「開示請求の対象拡大—電話番号・ログイン型投稿の追加」『ビジネス法務 21 卷 8 号』（中央経

## サイバーハラスメントの課題と対策

済社、2021年) 85-88 頁

清水陽平「新たな裁判手続—「発信者情報開示命令事件」の概要と活用方法」『ビジネス法務 21 卷 8 号』

(中央経済社、2021年) 89-95 頁

須田守「行政手続のデジタル化と法的課題」『ジュリスト #1556』(有斐閣、2021年) 19-24 頁

曾我部真裕・清水陽平・杉田萌奈・趙誠峰・藤えりか「誹謗中傷問題の現状と侮辱罪改正の課題」『ジュ

リスト #1573』(有斐閣、2022年) 14-31 頁

高田久実「誹謗律をめぐる言論と私人の名誉」『法学セミナー no.803』(日本評論社、2021年) 20-25 頁

建部雅「侮辱を理由とする不法行為責任の加重に対する批判的考察—強者による言論封殺の正当化と虚偽

の事実からの保護との不均衡」『ジュリスト #1573』(有斐閣、2022年) 45-56 頁

寺川永「消費者契約法と事業者の消費者」『ジュリスト #1558』(有斐閣、2021年) 16-21 頁

寺田眞治「アドフラウドから見るデジタル広告の課題」『ジュリスト #1564』(有斐閣、2021年) 36-41 頁

礪波亜希, 吉田光男, 佐野幸恵「日本におけるオンライン・ハラスメントの現状と対策: Twitter での女

性記者のツイート「炎上」を例に」(F1000Research、2021年)

中川丈久「デジタルプラットフォームと消費者取引」『ジュリスト #1558』(有斐閣、2021年) 40-46 頁

中川北斗「総務省の取組」『ジュリスト #1554』(有斐閣、2021年) 50-52 頁

丸橋透「媒介者の責任—責任制限法の変容」『ジュリスト #1554』(有斐閣、2021年) 19-24 頁

村田健介「インターネット上の名誉毀損と民法法理」『法学セミナー no.803』(日本評論社、2021年) 32-38

頁

森亮二「ターゲティング広告と利用者情報」『ジュリスト #1564』(有斐閣、2021年) 36-41 頁

渡邊卓也『ネットワーク犯罪と刑法理論』(成文堂、2018年)

総務省「SNS 上での誹謗中傷への対策に関する取組の大枠について」2020年 [https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000695577.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000695577.pdf) (2022.2.2 閲覧)

総務省「プロバイダ責任制限法の一部を改正する法律(概要)」[https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000836903.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000836903.pdf) (2022.9.11 閲覧)